

困難な問題を抱える女性への支援 に関する検討会(第2回)	
令和8年9月2日	資料1-2

令和8年3月16日

厚生労働省 社会・援護局
局長 鹿沼均 様

女性相談支援センター所長全国連絡会議
会長 高岸 聡子

女性支援事業及び女性相談支援センターに関する要望書

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」と言う。）」の施行から2年が経過し、私たち女性相談支援センターは、女性支援の中核機関として、市町村や関係機関等との切れ目のない支援体制の構築、民間団体等と連携・協働した支援の実現、女性支援業務従事者の人材育成の充実など、法施行に伴い都道府県や女性相談支援センターにおいて対応すべき課題について、日々着実に取り組みを進めております。

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、様々な支援策の権限を有する市町村の役割が不可欠であることから、全国において市町村を含めた支援体制の構築が進むよう、国においても市町村が取り組むべき施策の明示や市町村を対象とした財政措置を講じるなどのご配慮をお願いいたします。

また、支援の現場を担う公的機関の立場から、下記の通り要望をとりまとめましたので、関係省庁への働きかけを含め、必要な対応を図っていただくよう要望します。

記

1 重点要望事項

(1) 実際に支援に携わる現場の意見の施策への反映

令和5年3月に出された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という）に続き、女性支援事業の実施や運用に関する通知類が発出されているが、今後、女性支援事業に関する新たな施策の構築や運用の見直しを行うに当たっては、地域の実情を踏まえ

た現場の意見を聴取する機会を設け、施策に反映するよう留意すること。

特に、法附則第二条1の規定により法の公布後三年を目途として、支援を受ける者の権利を擁護する仕組み及び支援の質を評価する仕組みの構築に向けた必要な事項の検討を行う場合、並びに法附則第二条2の規定により法の施行後三年を目途として、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるに当たっては、女性相談支援センターの実情を把握し、有識者による調査研究に反映させるとともに各論点の議論の経過を速やかに共有し、その都度意見を聴取するなど十分に配慮すること。

（２）女性支援における役割等の明確化

① 市町村の役割・責務の明確化

困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては、本人の処遇に合わせた他法他施策の活用が必要となることが多いが、都道府県独自での支援施策の権限は女性自立支援施設の利用等に限定され、生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者自立支援、児童福祉、母子保健等、その権限や資源等の多くを有する市町村の支援が不可欠である。女性支援における国、都道府県、市町村の役割・責務を明確にし、市町村が主体的に関われるよう、法律での明文化を実現すること。

法では、市町村において支援調整会議の設置を含む計画策定や女性相談支援員の配置は努力義務とされており、市町村によって女性相談支援員の配置状況、相談体制に格差が生じることが懸念される。国は、市町村において困難女性への適切な支援が行われるよう、計画策定や女性相談支援員を必置とすること。特に、支援調整会議については、女性支援を主体的に行う市町村において、内外調整や連携が円滑に進むよう設置を義務化すること。また、女性相談支援員の設置状況を見える化する等、市町村において主体的に相談支援体制の整備促進が図られるよう、対策を講じること。

また、既に女性相談支援員を配置している市町村においても女性相談支援員の支援業務に対して行政内部での十分な理解や協力を得られていないところも見受けられる。「基本方針」及び「女性相談支援員 相談・支援指針」に、市町村の女性相談支援員の役割が明記されたところだが、今後も周知を図るなど体制の強化を進めること。

さらに、市町村におけるDV被害者支援相談窓口は比較的わかりやすく設置されているが、女性支援の窓口については、福祉部門以外に置かれている場合もあり、そうした相談窓口自体が開設されているかどうかともわかりにくいことが多い。「基本方針」では、市町村は支援窓口の周知等に努めると明記

されたが、引き続き、市町村において、女性相談の担当部署や窓口を明確化されるよう働きかけること。

② 多様な支援対象者に対応できる施設の確保

女性相談支援センターにおいては、新法施行後も、引き続き追及加害のおそれのある支援対象者の安全を確保するため、所在地を公表しないなど秘匿性を維持する必要がある。さらに、多くの都道府県においては、女性自立支援施設を併設していることから、女性自立支援施設における支援においても一定程度秘匿性が求められるため、多様な支援者のニーズに即応することは困難な状況である。秘匿の必要性が低く通勤通学など社会とのつながりを維持することが重要である女性にも適切な支援を提供できるよう、施設の分離等や民間団体との連携、さらにそれら社会資源の利用が難しい地域での対応も含めたあるべき姿を明確に示していくことが必要である。国においては、一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業を新たな取組として打ち出しているところであるが、現時点ではサテライトの具体的な設置・運営方法については明らかになっていない。各自治体の状況に応じた設置・運営方法に対応できるよう、例えば一時保護所の運営を委託できる等柔軟な事業構築するとともに、事業が実効性あるものとなるよう、施設設備基準を定め運営に十分な財源等を確保すること。【一部新規】

また、困難女性の支援について民間支援団体等と連携を進めるに当たっては、連携方法や周知方法、支援の実務等において秘匿性の維持に特段の配慮をすること。

さらに、令和2年12月「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」が示されたが、加害者からの追及のおそれのある暴力被害者は、電子機器の通信制限等の危険回避の対策を講じる必要があり、利用者の安全・安心を確保するため、通信機器取扱技術等に関する継続的な情報提供と研修を実施すること。

また、海外を含む民間シェルター等で通信機器利用の制限を解除している先行事例等、警察、民間支援団体がどのように通信機器の取扱いについて助言・指導しているか等、市町村の役割分担や支援モデルを国が調査し、情報提供すること。

③ 民間団体との連携の推進

官民が協働して、早期発見からアフターケアまで一貫した女性支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに積極的に対応する支援体制を構築するため、現行の民間団体向けの補助事業を統合するとともに、民間団体が行うス

テップハウス・アフターケアまで支援対象とする「官民協働等女性支援事業」が創設された。本事業の実施を担う民間団体の状況については、地域によって大きな差があり、実施できる自治体が限られているのが現状である。また、新法の女性支援においては、相談者のニーズに寄り添った支援のできる一時保護委託先を増やし、多様な選択ができるようにしておく必要がある。このため、女性支援に限らず外国人支援や生活困窮者支援も含め女性支援のガイドライン等により新たな連携先となる団体の発掘、育成への支援方法を示すとともに、民間団体の中には様々な団体が存在することから、その活動実績や信頼性についての判断基準等を国として明示すること。

民間支援団体との連携・協働事業で成功した事例を全国的に横展開できるよう、国において成功事例集を取りまとめ、全国の地方公共団体へ周知・啓発を図ること。【新規】

民間支援団体と定期的に意見交換を行い、民間支援団体の抱える悩みや課題、行政に対する要望等を聴取し、連携・協働施策に活かすこと。【新規】

④支援対象者の定義及び男性被害者等への支援スキームの整理

女性相談支援センターの支援対象者は女性に限定されており、施設等はすべて女性の利用を想定して運営しているが、近年、性的マイノリティの方からの相談も増加しつつある。新法における支援対象者としての女性の定義が令和6年3月「女性支援事業実施要綱」により示されたが、それ以外の性自認が女性である方の支援方法については現場任せになっているのが現状である。地域に関わりなく、性的マイノリティの方を含むすべての困難女性が最適な支援につながるができるよう、あるべき方向性及び支援方針について、関係省庁とも調整の上、早急に検討し、統一的な指針として示すこと。

また、女性相談支援センターは、配偶者暴力相談支援センターの機能も有しており、DV防止法の上では、男性もDV被害者として支援の対象であるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能のうち一時保護については、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとされているが、男性被害者の相談対応や一時保護については、支援のスキームが構築されておらず、男性への適切な支援や女性側の安全確保等の観点から施設構造面や人員体制面での課題が多く、女性支援事業の枠組みの中での対応は困難である。DV防止法第3条4項において一時保護の実施主体は女性相談支援センターに限定されているため、自治体の状況を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、法改正を含めた制度運用の見直しについて、法を所管する内閣府に働きかけるとともに、男性被害者

の支援については、DV防止対策の枠組みの中で、配偶者暴力対策支援センターによる相談対応や一時保護等の一貫した支援のスキームとして検討し、指針等として示すとともに、必要な予算措置を講じること。【一部新規】

(3) 関連法令との関係性の整理及び関連法令の見直し

① 他法他施策との関係性の整理

現在では、生活保護法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、生活困窮者自立支援法、孤独・孤立対策や重層的支援体制整備事業等、様々な社会的弱者のための法律・制度等が整備されてきているにもかかわらず、女性支援事業の利用者が、児童、高齢、障害、生活困窮等の課題を抱える場合、関係機関との調整に苦慮することが多い。実際に高齢者や障害者等の緊急一時保護の受入れを行っても、市町村での支援調整の連携が円滑に進まず適切な支援につながらないことがある。女性支援事業と他法他施策との役割分担の考え方や支援連携体制などを整理し具体的に示す等、適切に支援できる体制を整備すること。

② 福祉制度ごとの実施機関の考え方の整理、統一化

女性支援が現在地主義であるのに対して、他の福祉制度によっては住所地が実施機関となるなど、支援の適用ルールが異なるため支障が生じている。DVによる緊急一時保護など住所地では安全な避難ができない場合もあり、住所地以外でも精神保健（保健所）の支援等が柔軟に受けられるようにするなど、現在地主義を原則とする女性支援において支障が生じないように、国において実施機関の考え方の整理・統一化を図ること。

また、一時保護施設及び女性自立支援施設入所者への生活保護の実施及び要否判定について、実施主体の市町村によって取り扱いが異なっており、支障が生じている。また、保護決定通知に避難先の保護施設の住所を記載されることがあり、保護先の住所が加害者を含め広く知られるリスクが生じている。どの地域であっても必要な保護を受けられ、かつ暴力被害者のリスクを考慮した取扱いができるよう、申請権の保護や要否判定の方法等について国から具体的な取扱方針を通達すること。

さらに、女性支援は現在地主義であるが、施設所在地の市町村への負担が大きいことから、女性自立支援施設については、入所時に担当した自治体が退所するまで継続して支援ができるよう、住所地特例の対象施設とし、入所時に担当した機関が、施設を退所するまで一貫性のある継続した支援ができるように

すること。【新規】

③ 児童福祉法から女性支援事業への切れ目のない支援

成年年齢が18歳に引き下げられ、これまで保護者の同意が必要だったケースについても本人の意思を尊重し適切な支援につなげていくことが可能になったが、依然として、若年女性の自立に向けた支援においては、活用できる社会資源の選択肢が少なく、住居や就労等の支援は非常に困難な状況にあることから、自立援助ホームの拡充や新たな生活の場の創設、自立に向けた生活費・学費等の経済的支援等、施設等が対応しやすい柔軟性のある運用等、支援の充実のための具体的方策を示すこと。

また、児童相談所の支援を受ける社会的養護施設退所者については、18歳以降も措置延長等による支援の充実が検討されているところ、女性支援事業の対象となった若年女性については児童相談所と同等の支援を受けることが出来ず、格差が生じているため、児童相談所による社会的養護自立支援事業の対象について、女性支援事業対象者についても適用できるよう規定を整備し、児童相談所の支援歴が無い若年女性でも自立援助ホームを活用できるようにする等、女性支援事業からもつながれるような横断的支援体系の構築を図ること。

併せて、若年女性支援のための社会資源の整備、弁護士や医療機関等の関係機関との連携の課題を検証し、地域の実態にあわせた支援体制の充実を検討すること。

④ 母子生活支援施設における特定妊婦への支援

若年での妊娠や家族による支援のない妊娠など特定妊婦への支援は大きな課題となっている。特定妊婦については、女性相談支援センターから母子生活支援施設への一時保護委託が可能であるが、入所中は緊急保護を目的としたルールが適用されるため、中長期の利用は難しい。しかし、妊婦の精神的安定を図り、養育環境に慣れるためにも、母子や新生児支援の技術を持った母子生活支援施設への早期の入所が望ましく、妊娠から出産、産後と切れ目のない継続的な支援を確実に行うため、母子生活支援施設の入所対象を妊娠中の単身女性にも拡大するよう、働きかけること。

その上で市町村が母子生活支援施設への措置を積極的に行えるよう、財源確保を図ること。【新規】

2 要望事項を実現するための体制強化と支援の充実に関する要望

（１）女性相談支援センターの体制強化

女性相談支援センターは、基本方針においてその機能と役割について記述され、「関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たす」ことが期待されている。しかしながら、「女性相談支援センター設置要綱」には明確な職員配置基準が示されておらず、従来の「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」に規定されていた職員配置基準では、DV防止法、ストーカー規制法及び関連通知等に加え、新法で求められる支援対象に見合った体制とは言い難い。そこで、以下のとおり職員配置基準を明示し、そのための財源措置を行うこと。併せて環境整備のための財政措置を行うこと。

- ① 多様で複合的な困難を抱え、身体的、精神的に大きなダメージを受けている女性を対象とし、365日24時間体制を前提とした女性相談支援センターの業務に即した適切な職員配置基準に改めること。
特に、困難事例に組織的かつ適切に対応ができるよう、SV（スーパーバイザー）を配置すること。
- ② 一時保護所入所者や同伴家族（児童・者）を適切に支援するための専門職種（保育士、学習指導員、心理職員等）の配置、専門室（保育室、学習室、心理療法室等）や遊び場等、一定基準の環境整備の確保及びそれに伴う財政措置を行うこと。
- ③ 女性相談支援センター一時保護所の退所に向けた同行支援や退所後のアフターケアに必要な職員体制を構築できるよう支援を行うこと。
- ④ 追及加害のおそれの有無を含む支援対象者の多様なニーズに応じた個別支援が可能な住環境（個室化、バリアフリー化等）を整備するための財政措置を行うこと。

（２）一時保護に関する基準の見直しと支援の充実

① 一時保護の広域連携の促進

一時保護入所について、都道府県をまたいだ広域連携が円滑に行われるよう、女性相談支援センター間や市町村間の引継ぎのルール化が必要と考えられる。移送費、生活保護、母子生活支援施設への入所支援等の負担元などを整理し、受入れ先のインセンティブを設ける等した広域調整モデルを例示すること。

② 一時保護委託基準の改善

新法における告示（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第7項の規定に基づき厚生労働省が定める基準）により、一時保護委託の基準が明示されているが、さらに困難な問題を抱える女性の多様なニーズに対応でき

るよう、一時保護委託基準の事前契約要件等を緩和すること。

さらに、一時保護を委託するに当たっては、事前に都道府県が委託先と契約を締結することとされているが、今後、障害・高齢などで医療が必要なケースや複雑かつ多様なニーズへの対応が必要になると考えられるため、児童相談所での一時保護委託と同様に女性相談支援センターが、その都度、障害や高齢等、適切な施設を選択できるよう、事前委託契約条項を削除すること。

また、入院を含めた後方支援が可能な精神科医療機関を確保するため、国から関係団体への働きかけを行うこと。【新規】

加えて、一時保護委託基準等について、年度末にさかのぼっての基準額の改定が毎年度行われるが、それに伴う事務負担が著しいため、基準額の改定に当たっては年度当初に行うなど、事務負担の軽減を図ること。

③ 一時保護入所者の安全の確保とQOLの向上

ア 医療費の財源措置

一時保護中に受診が必要となった際、生活保護の受給決定がされるまで、医療機関の受診調整がつかず、大変苦慮している現状がある。また、暴力被害者で相当の怪我を負って入所したが、保険証の持参が無く所持金がある場合、生活保護の対象にならず、やむを得ず自己負担での受診を促すことがある。しかしながら、所持金が減ることへの不安から、受診を拒否されることがある。怪我による体調の悪化等、入所者を安全に保護することが難しいことがある。こうした状況を踏まえ、一時保護中の緊急かつ必要な医療費について、女性支援事業での財源措置をすること。

イ QOL 向上のための給付

一時保護を受けている支援対象者には所持金がない場合が多く、生活保護制度以外の経済的支援がなく、自立支援に支障が出る場合がある。各種手続きに必要な交通費、緊急連絡先の確保など住居の賃貸契約に必要な経費等について財源措置するとともに、一時保護中の入所者のQOLの向上のため、日用生活品費、嗜好品等の購入が可能となるよう、一定額を給付すること。

ウ 休業の収入補填

就業していた女性が一時保護所に入所している間は休業の補償がなく、保護命令の申し立てを検討するような重篤なケースでも入所をためらう一因になっている。やむを得ない事情での休職であり、入所中に就業できずに退職となるケースもある。収入減を補填するための一時金の給付など、労働部門の制度の活用も含め、何らかの財政措置を検討すること。

エ 外国籍女性の支援

外国籍の女性の一時保護については、言語や宗教などの文化的な背景、食事などの生活習慣の違いから難しい支援となるケースも多いが、特に在留資格のないケース等について、入国管理局等との調整や外国籍女性の人権等に配慮した具体的な支援の方法について示すこと。

オ 高齢女性の支援

配偶者や子ほかの家族からの暴力により一時保護となった高齢女性の退所先の調整について、養護者からの虐待に当たらず高齢者虐待に該当しないことを理由に高齢者福祉担当部署の協力を得られないことがあり、女性相談支援センターが施設入所を支援することがある。施設入所に際しては保証人を求められるが、家族自身が加害者、高齢のため親族の存命者がいないなど、保証人の確保は困難である。加えて保証人には単に金銭だけでなく身元引受人等の役割もあり、保証人のなり手がなく行き先がないケースも生じている。こうした状況を踏まえ、地域の支援機関や福祉団体が保証人として機能できる公的支援の仕組みを構築すること。

カ 新規委託施設の初度調弁整備経費の補助

年齢の高い男子児童を伴っての一時保護や一時保護中の通学の継続など、個々のニーズに対応した複数の委託先の確保が求められているが、新規委託施設に対して、利用者の保護に必要な貸与被服、寝具などの初度調弁整備に係る経費の補助が可能となるよう、財源措置を行うこと。

④ 同伴児童への支援

DV被害女性が同伴する児童については、発達や学習の遅れ、精神的不安定さ、問題行動等、場合によっては被害女性以上に暴力被害の影響を受けているケースも多い。しかしながらDV防止法では、あくまでも「同伴児童」として扱われ、また、保育や学習等において児童への支援内容も地域によってばらつきがある。このため、今後の検討においては、児童を権利の主体として位置づけ、児童福祉法と同等の支援の対象とし、それに必要な人員配置基準を定めること。

また、教育行政部門とのルール設定（一時保護中の欠席に係る取り扱い等）や適切な教育を受けられる協力体制の構築について検討し、支援の充実を図ること。

（３）女性自立支援施設に関する見直し等

① 女性自立支援施設入所者への支援

女性自立支援施設入所者には、精神障害、知的障害を抱える方が多く、就労支援など障害者施策における専門的な支援を活用することが有効な場合が多い。女性自立支援施設入所者のニーズや状態像によって、障害者総合支援法等の支援が適切に利用できるよう、制度間の調整を進めること。

女性自立支援施設は住所地特例の対象施設となっていないため、女性自立支援施設に入所した場合は、女性支援担当部署及び生活保護の実施機関は、施設が所在する部署・機関に移管される。（実際には、移管の取扱いについては自治体により対応が異なっている。）施設所在地の区市町村に負担が集中しないためにも、女性自立支援施設を住所地特例の対象施設とし、実施部署・機関の移管を行わず、入所時に担当した部署・機関が、入所者が施設を退所するまで、一貫性のある継続した支援ができるようにすること。

新法では、女性自立支援施設における自立支援に当たって、支援対象者が児童を同伴する場合についても規定されている（法第12条第3項）が、女性自立支援施設の設置運営状況は地域によってばらつきがあり、現状では単身女性のみを支援対象としている施設も多い。基本方針では、児童を伴った支援対象者に係る女性自立支援施設と母子生活支援施設の支援の違いやすみ分けについて明確になっておらず、居住費や食費等にも不公平感があるため、女性自立支援施設と母子生活支援施設への入所基準の違いを示すこと。

女性自立支援施設においては、通所支援モデル事業の実施など新たな機能が求められている。施設機能の拡充を図りながらも、DV被害者等の利用者の安心・安全の確保に万全を期すため、女性支援費国庫負担金及び国庫補助における夜間警備体制強化加算の単価増額に向けた財源措置を行うこと。

②「かにた婦人の村」の活用について

長期入所を積極的に受け入れる女性自立支援施設「かにた婦人の村」は、昭和40年の設立以降、DV被害や性暴力・性被害、家庭関係の破綻など複雑・多様な困難に加えて、知的障害や精神障害を有するために、他の女性自立支援施設では、その者に対する保護及び自立支援が極めて困難な者を全国から受け入れ、50年以上の永きにわたり、全国で唯一の長期入所施設として極めて重要な役割を担っている。老朽化が心配されていたが、令和6年度に改築されたことから、全国に開かれた施設として有効活用されるよう取り計らうこと。

（４）女性相談支援員の待遇改善及び専門性の向上

① 女性相談支援員の身分保障及び待遇改善

女性相談支援業務に専門的な知識・経験を有する人材を継続的に確保してい

くためには、ケースワークやアウトリーチを含む高度な相談業務に従事する者の一定数の段階的な常勤職員化及び業務内容に見合った処遇の改善が必要と考えられる。多くの都道府県において、会計年度任用職員の報酬は他の分野の相談業務の職との均衡に配慮して決定されているのが現状であり、業務の専門性を担保するためには、都道府県の報酬額を比較した情報の提供等のほか、相談員の処遇の改善に関する技術的な助言の発出を検討するなど、女性相談支援員の専門職としての責任に見合った身分保障（雇用継続等）や待遇（賃金等）の改善を行うこと。

また、DV被害者の支援にも当たっている女性相談支援員は、加害者からの追及を受けるおそれがあることから、安全の確保について責務を明らかにするとともに回避について共通の仕様を示すこと。

② 女性相談支援員（相談・支援を行う他の専門職種を含む）の専門性の向上

女性相談支援員については、資質向上及びスーパーバイズが行える人材の育成が必要である。今年度、国による体系的な研修のシラバスが示されたが、引き続き、各専門職員がスキルアップを図れる研修体制の整備を進め、研修資料（テキスト、DVD、eラーニング教材等）の開発と提供に努めるとともに研修機会の確保のための財政措置を講じること。

また、統括女性相談支援員及び主任女性相談支援員は対象者が限られるため、演習については、国や関係機関で実施し、併せて受講確認テスト、修了認定を行うこと。

③ 常勤の女性相談支援員への財政支援

女性相談支援員の国庫補助については、補助対象を非常勤に限定しているため、自治体により常勤職員を非常勤職員に振り替える動きがあり、非常勤規定を削除した法の趣旨と逆行する傾向が現れている。新法により、女性相談支援員の設置が市町村努力義務となったところ、非常勤職員のみが国庫補助の対象となることで非常勤職員での設置を誘導する懸念もある。女性相談支援員の業務の困難性は常勤、非常勤とも同様であることから、常勤雇用の女性相談支援員に対しても財源措置を講じること。

（５）女性相談システムの構築

女性相談やDV相談等について、各都道府県や福祉事務所においてそれぞれの方法で通知の発行や統計管理等を行っている。生活保護業務や児童相談業務については、業者によるシステムが構築され、更に、「地方公共団体情報システ

ムの標準化に関する法律」(令和3年成立)により標準化が図られ、統計業務、各種通知の発行等がシステムで管理され職員の業務が軽減されている。また、新法において都道府県は基本計画のもとで進行管理していく必要があるため、容易に統計データが活用できることが求められる。そこで、国や都道府県、福祉事務所の業務負担を軽減するため、国が女性相談システムを構築し、その仕様の共有やかかる財源の確保の検討を行うこと。

3 新法施行後も残される諸課題についての改善

(1) 性暴力、DV被害女性への支援及び配慮

① 性暴力被害者への支援

若年層の性被害については、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等、社会問題となったものも多く、近年も悪質ホストクラブ問題に関する対応について女性相談支援センターが相談窓口になる等、女性相談支援センターにおいても相談支援体制の充実や民間支援団体との連携等が求められているところである。今後も内閣府、警察庁等関係府省庁と連携し、性暴力や性搾取の被害者を支援するための体制を充実させるとともに、性暴力被害者支援センターと女性相談支援センターの連携のあり方についても検討すること。

また、地方公共団体が行う犯罪被害者支援の窓口における相談対応や給付金、見舞金の支給、転宅費用の助成などについて、性暴力被害やDV被害に遭った女性を想定した利用しやすいものとなるよう、関係省庁と連携し働きかけを行うこと。

② 望まない妊娠をしたDV被害女性への配慮

配偶者等からDVを受けて一時保護された女性が妊娠していた場合、望まない妊娠であることから中絶を希望しても、加害者である配偶者等の同意を得ることが困難な場合が多い。医療機関においても、後日の法的トラブルをおそれて中絶手術に対応して頂けない実態もある。このため、DV被害女性が望まない妊娠をした場合に、配偶者等の同意なく中絶できるよう、令和3年3月19日の厚生労働省通知の主旨(配偶者等の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意だけで中絶が可能であること)を医療機関に改めて周知徹底すること。

また、望まない妊娠をした女性が中絶する際の費用について他法制度等を活用する手段を、必要とする方に紹介できる体制を整備すること。

さらに、避妊への協力を得られない中で避妊具装着やピル服用により望まない妊娠を避けたいと考えている被害女性には、費用負担が難しいという経済的

な問題や利用しにくい環境的問題がある。経口中絶薬が承認されたが、条件付きであり、経口避妊薬等へのアクセスもまだまだ容易でない状況が続いている。性に関して、女性が主体的に自己決定できるよう、費用負担も含めた支援策を明示するとともに適切な方法を容易に選択できるシステム構築を検討すること。

③ 精神保健分野との連携体制

性虐待やその他の虐待、性被害、DV等の様々な暴力やトラウマを体験した女性は、PTSDやうつ、解離性障害などの精神疾患を有していることが多くあり、精神保健分野との連携が不可欠である。一時保護施設内でも、自傷行為、自殺企図など、生活支援だけでは安全確保が困難な状況がある。また、中には、精神疾患があるうえに、妊娠中であったり、その他の身体疾患を抱えている方も少なくなく、受け入れ先医療機関の確保に苦慮する事態が発生している。令和6年7月、精神保健医療福祉分野への連携協力体制について通知が発出されたが、引き続き協力を呼びかけること。

さらに、好事例の紹介やモデル的事業の例示など、具体的な連携が進むよう効果的な連携協力体制の構築を図ること。

④ 地域における被害女性への継続的な支援体制

性暴力被害女性やDV被害女性は、ダメージからの回復に非常に長い年月がかかることから、女性自立支援施設等の支援を活用した後の退所先として、地域生活の中で回復を促すためのグループホーム、日中活動の場、通所・訪問等を行う支援拠点の整備や既存の福祉サービス従事者への研修の機会の提供など、地域の保健・医療機関等との総合的な支援体制による中長期的な支援を展開できるような法制度の検討及び支援を受けやすい環境整備を進めること。

⑤ 戸籍謄本等の安全な取得及び住民基本台帳事務における支援措置の手続きにおけるDV被害者への配慮

一時保護中や一時保護後の避難先で、住民票や戸籍を取得する必要が生じた際、本人が居住地の役所に行けず、郵送請求する場合、送付先としてどこまで認められるかは、自治体によって差があるのが現状である。安全な住民票等取得のための制度となるよう関係省庁と調整すること。

また、日本郵便の転居届の取り扱いが厳密になり、一時保護所入所者に係る郵便物の親族宅等への転送が認められず支援に支障が生じることがあるため、特に配慮を要する事案についてはDV証明の活用等により特例が認められる

よう調整すること。

加えて、住民基本台帳事務における支援措置の手続きにおいて、自治体によっては、長時間にわたり確認をされるなど DV 被害者が過度の負担を強いられる場合がある。DV 証明の適切な活用についても関係省庁と調整し、対応窓口への周知を徹底すること。

（２）DV被害者以外への支援措置の適用拡大

女性支援事業の利用者のうち、DV被害女性であれば医療保険、年金事務、公営住宅への入居等、自立に向け様々な支援を受けることが可能となる。医療保険については令和３年５月「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」の一部改正により、虐待等の暴力被害者が必要な支援を受けられるようになった。年金や公営住宅への入居等についても、医療保険と同様に、若年者等を含むDV被害者以外でも自立に必要な支援措置の利用ができるよう対象者を拡大すること。

（３）SNSによる相談体制の導入支援

SNSの普及により、従来の電話や面接による相談対応に加えて、若年女性を始め様々な困難を抱えた人につながりやすい、適切な相談体制を重層的に整備していく必要がある。すでに独自でSNSによる相談体制を導入した自治体もあるが、引き続き導入について支援するとともに、都道府県によってはSNS相談を実施する体制面の課題（委託機関及び人材確保等）があるため、全国単位の実施についても検討すること。

（４）DV対応と児童虐待対応との連携強化

令和５年度に「こども家庭庁」が創設され、厚生労働省が担っている児童虐待防止やひとり親家庭の支援、内閣府が担当する子どもの貧困問題などが一元化された。女性支援事業の対象となる女性や同伴する児童の抱える困難な問題の解決には、子どもに関する施策との連携が不可欠であり、省庁の縦割りによる施策の谷間が生じないよう、女性支援事業を引き続き所管する厚生労働省と「こども家庭庁」との密接な連携を図り、女性と児童への支援が円滑に行えるよう努めること。

特に、「こども施策と女性支援施策との連携について」（令和５年９月１日付けこ支虐第１５５号、こ支家第２２３号、社援女発０９０１号第１号）が発出され、新法施行後も児童虐待対策等、こども施策との緊密な連携を図ることとされているが、女性支援事業所管と児童相談所等児童福祉所管との迅速な情報

共有については明確な基準が示されておらず、女性支援事業の現場では依然として、情報共有に苦慮している。要保護児童対策地域協議会での情報共有に加え、日々の業務での支援が円滑に進むよう、個人情報保護の観点を踏まえつつ、関係機関で必要な情報共有が図れる仕組みづくり等、効果的な連携体制整備を図ること。

(5) DV加害者への対応及び予防的取組の強化

現在のDV防止法では、DV被害者を保護し避難させる支援が優先されているが、被害者が住み慣れた地域での生活を続けていくことを希望することも多い。避難は被害者にとって理不尽な支援であることの認識を深め、在宅支援の強化に視点を移した法整備と制度設計、効果的な支援方法の構築を図ること。

被害者がその地域で生活を続けていくためには、DV加害者を更生させ、事前に思いとどまらせ、かつ生み出さないための施策が必要であり、加害者更生プログラムや若者を対象とした予防啓発プログラムの開発・導入を早急に進めるために、DV加害者の対策のための法制度を整備し、その体制を早急に確立すること。

また、高校生や大学生を対象にしたデートDV防止啓発は、若年層の性被害や性暴力の予防的な取組として有効であるため、文部科学省や内閣府と連携し、全国的な啓発や相談窓口の周知に努めること。

さらに、暴力を許さない社会づくり、暴力被害も加害も作らない取り組みや教育が早期(若年期)から必要であり、「予防啓発・未然防止活動」の予算確保、「暴力はいけない、許さない」という教育を小・中・高等学校で必須教育として取り組むこと。

(6) 共同親権について

共同親権については令和8年4月1日から施行されるが、虐待やDVのおそれのある場合には家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることとされているが、その運用にあっては、子どもの福祉のためにも、被害者の立場に立ち、DV被害者とその子に対し特別な配慮と柔軟な対応がなされるよう厚生労働省としても、しっかりと対応すること。